

水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

水戸市立第一中学校

(令和4年4月1日改訂)

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針策定にあたって | 2 |
| 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念 | 2 |
| 2 基本方針策定の目的 | 2 |
| 3 いじめの定義 | 2 |
| 4 いじめ問題の構造的要因 | 2 |
| (1) 学校の影響 | 2 |
| (2) 子どもをとりまく環境の影響 | 3 |
| 5 水戸市におけるいじめの状況 | 3 |
| 6 いじめ防止等のために取り組む姿勢 | 3 |
| (1) 学校 | 3 |
| (2) 教員及び教員以外のスタッフ | 3 |
| (3) 児童生徒 | 4 |
| (4) 保護者 | 4 |
| (5) 地域住民 | 4 |
| (6) 市及び教育委員会 | 4 |
| 7 いじめを解決するための基本的な姿勢 | 4 |
| (1) 学校長 | 4 |
| (2) 教職員 | 4 |
| 第2 水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針 | 5 |
| 1 基本的な方針 | 5 |
| 2 第一中学校いじめ防止対策委員会の設置 | 5 |
| 3 いじめ防止等に向けた取組 | 5 |
| (1) 本校におけるいじめ防止に関する措置(未然防止) | 5 |
| (2) 学校におけるいじめの早期発見に向けた取組 | 6 |
| (3) 学校におけるいじめに対する措置(いじめ発生時) | 7 |
| (4) 学校におけるいじめに対する措置(重大事態への対処) | 8 |
| (5) 学校におけるいじめの解消の定義 | 9 |
| 4 いじめ防止体制(平常時) | 10 |
| 5 いじめ対応体制(いじめ発生時) | 10 |
| 6 いじめ対応体制(重大事態発生時) | 11 |

はじめに

歴史と伝統のあるそして地域環境に恵まれた第一中学校の教育の推進者である私たち教職員は、子供たちにとってかけがえのない存在であることは当然であるが、同時に地域社会における教育を牽引していく役割も期待されている。

教育は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、中学校教育においては、これからの社会を生き抜くための基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、生徒が将来に夢を持ち、その実現にむけて努力する姿勢をもたせることが、学校の責務である。したがって、学校はあらゆる教育活動において生徒に夢と希望と感動を与え、意欲を高め、気力・活気に満ちた場でなければならない。

○ 茨城県いじめの根絶を目指す条例～いじめを「しない、させない、許さない」～

【基本理念】

1. 児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す。
2. 児童生徒の「生命及び心身」を最優先で保護するため、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。
3. 児童生徒が自らを大切に、そして他者を思いやる心を醸成し、いじめ防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指す。

○ 水戸市の取組

<平成25年度から、いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」実施>

- ・いじめ防止対策推進法、茨城県いじめの根絶を目指す条例を踏まえた取組の実施
- ・学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるための定期的な見直し
- ・いじめの積極的な認知と学校内の情報共有、早期発見及び解消に向けた組織的対応

1 未然防止

- ・地域、PTA等と連携したあいさつ運動
- ・よりよい人間関係を構築するための取り組みとしての「授業スタイルブック」の活用
- ・いじめ解決フォーラムやワークショップ等生徒会活動を中心とした児童生徒主体の活動
- ・SNSによるいじめに関する講演会等の実施

2 相談体制の強化

- ・総合教育研究所に「いじめ相談ダイヤル」設置
- ・各小中学校に相談ポスト設置

3 早期発見・早期対応のための支援組織体制強化

- ・総合教育研究所に「いじめ対応専門班」設置
- ・「いじめ対応専門班」による学校支援訪問（問題発生時・随時）
- ・関係機関が連携したサポートチームによる対応

○ いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布，9月28日施行）

<新たに実施が必要な施策>

- 1 いじめ防止等のための組織の設置
- 2 いじめ防止基本方針の策定（学校においては義務）

第1 水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針策定にあたって

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- (2) いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが、特に重要であることを認識すべきこと。
- (4) いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

2 基本方針策定の目的

子供に対するいじめの防止に係る基本理念を定め、学校の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、子供が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法 第2条第1項〕

4 いじめ問題の構造的要因

いじめ問題の構造的要因は、学校や子供をとりまく環境の中に存在する。いじめ問題に対して、これらの構造的要因を認識して解決に当たることが重要である。

(1) 学校の影響

いじめの発生には、学校の風土やシステム、教職員による指導の在り方が大きく影響する。学校風土の問題としては、人権意識・人権感覚の欠如、規範意識の不足、信頼関係の欠如あるいは力による解決の志向、暴力（言葉の暴力も含む）の容認などが挙げられる。

教職員の指導に目を向ければ、いじめを見抜く力量、個に応じた柔軟な指導方法等が十分に身に付いていないことや、個性を生かす教育や多様性を認める教育、人間関係づくりの取組が十分に行われていないことなどが、要因として考えられる。

(2) 子供をとりまく環境の影響

子供をとりまく環境においては、少子化や核家族化、地域社会との関わりの薄さ、集団で遊びや切磋琢磨する経験の減少から、コミュニケーション能力、社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心が育ちにくいことも要因として考えられる。

さらに、所属集団が無秩序又は閉鎖的である場合、同調傾向が強くなり、異質な者を排除していじめの対象とする、阻害や排除を恐れていじめに加わる、あるいは、直接に攻撃を加えることはしないが、周辺で囃し立てる、いじめを放置するなどの行為が生まれる。場合によっては、被害者が加害者となることも少なくない。

加えて、インターネット等の普及は、発信された情報の流通性や発信者の匿名性から、いじめにつながる負の部分の併せもっている。

他に、過度な競争を煽る風潮、夜型生活による睡眠不足など、子供の感情の不安定やストレスを引き起こし、いじめ加害につながる要因は、多数考えられる。

実際には、これらの要因が複数組み合わせられた中でいじめが発生しており、解決を難しいものになっている。

5 水戸市におけるいじめの状況

水戸市では、全ての公立小・中学校において年6回のいじめの実態調査を実施している。令和2年度の調査結果では、ふざけやからかい等の小さなサインも見逃さないように、きめ細かに児童生徒を観察し、早期発見に努めた結果、小・中併せて2,558件のいじめを認知している。

具体的ないじめの態様については、叩く、蹴るなどの暴力を伴うものは少なく、小中学校ともに冷やかしからいじめ、脅し等の暴力を伴わないものが多い。

また、特に中学校では、ネットいじめの特徴でもある「SNSやインターネットを通して、誹謗中傷や嫌なことをされる」ことについて、実態把握や全容解明に時間がかかる傾向にある。

6 いじめ防止等のために取り組む姿勢

市及び教育委員会、学校、教員、保護者、地域住民等が、いじめに向けた共通の認識を図り、連携して、児童生徒とともに取り組むことが大切である。

(1) 学校

学校は、全ての児童生徒にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童生徒同士及び児童生徒と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

いじめが発生した場合には、いじめを受けた子どもの擁護を最優先に行い、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。また、いじめた子や傍観している子には、いじめを受けた子の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

(2) 教員及び教員以外のスタッフ

教員は、生徒が発信するSOSを敏感に感じ取り、児童生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の底にある心情を理解することが重要である。また、いじめが起こる構造について理解を深め、いじめを起こさない集団づくりをいじめに敏感に気付くための研修等を積極的に取り組むことが必要である。

そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教員任せにすることなく、全教職

員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラーや心の教室相談員等，その職務の専門性を生かし，児童生徒が安心してその支援を受けられるようにすることも大切である。

(3) 児童生徒

児童生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに，いじめを傍観している者も，いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。

いじめを自分の問題として捉え，児童生徒が自発的にいじめについて学び取り組むようにする。

(4) 保護者

保護者は，いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては，いじめられている側の立場になって考える姿勢をもち，子供に適切な教育をすることが必要である。

また，日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくことも大切である。

我が子がいじめを受けたとき，子供に寄り添う姿勢が大切である。子どもの SOS をキャッチできるように，アンテナを高くして，子供の変化を見逃さないようにすることが大切である。

我が子がいじめに関与したとき，子供が自分の行為と向き合い，安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして，子供がいじめに関与した事実を話したときは，それを謙虚に受け止め，子供と共に悩み，考え，行った行為に向き合い，いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことである。

(5) 地域住民

地域住民は，自分の子供だけでなく，地域の子供たちにも関心をもち，学校，家庭と協力しながら地域の子供を見守り，育てる意識をもって対応することが大切である。

(6) 市及び教育委員会

学校を指・支援する立場である教育委員会は，設置者としての責任を自覚し，主体的な解決を目指すとともに，学校を管理監督する役割と責任を果たす。

いじめの問題は，教育委員会だけの問題だけでなく，市全体で解決していかなければならない問題であると捉え，いじめ防止等の取組の充実を図る。

7 いじめを解決するための基本的な姿勢

学校は，児童生徒のために存在するとの基本的認識に立ち，いじめを受けた子を救済することを最優先に考え，行動することが重要である。

(1) 学校長

学校長は，いじめを受けた児童生徒を救うための方策を第一に考え，全職員で対応するためにリーダーシップを発揮し，学校全体の指導体制を構築する。

また，犯罪と考えられるいじめの行為については，警察等との連携を深め，毅然とした対応を取る。

(2) 教職員

教職員は，児童生徒の最大の心の理解者として，共感的理解に立った行動をとる。

また，いじめを行った児童生徒についても健全に成長させようとする姿勢をもつ。

第2 水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針

1 基本的な方針

全教職員が協働し、組織としていじめ防止に取り組む学校を創る

- 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 心の通う友人関係構築の能力の醸成
- 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

2 第一中学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 構成員

第一中学校いじめ防止対策委員会（以下「いじめ防止対策委員会」）は、以下の者をもって構成する。

- 校長，教頭，生徒指導主事，人権主任，学年主任，養護教諭，教育相談担当
スクールカウンセラー，心の教室相談員
- (2) 当該組織は、全職員間の共通理解を図り、いじめ対策に基づく取組の実施における中核となる役割を担う。
- (3) 当該組織は、水戸市立第一中学校いじめ防止基本方針が、学校の実態に即して機能しているかを点検し、毎年P D C Aサイクルで見直す。

3 いじめ防止等に向けた取組

(1) 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 校長，教頭及び教務主任，生徒指導主事，学年主任等を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル，いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、各学期に1回は、スクールカウンセラーや校医等の外部の専門家に組織の一員として参加していただき、助言を得る。
 - いじめ防止対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成し、分析するなど、いじめの早期発見・早期対応を図る。
 - いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における取組の充実を図る。
- ② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー，心の教室相談員を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し、教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ スクールロイヤー等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身につけさせ、いじめ防止に対処させる。
 - 各学期にそれぞれの分野の専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を行う。

- ④ 生徒会を中心に生徒が主体的となってルール等を作成させ、いじめ防止に努める。
 - 生徒フォーラムや生徒憲章の作成，生徒会や各委員会によるキャンペーン等を実施し，望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取組
 - 生徒と接する機会を多く持ち，話を聞き，思いを理解しながら，生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに，道徳の時間を中心に全教育活動において，基本的な生活習慣，規範意識，人間関係を築く力，社会参画への意欲や態度を育成し，現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
 - 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに，コミュニケーション能力，社会性や自尊感情，達成感，自己有用感の育成のために，所属観のある学級づくりを工夫させる。また，問題行動の指導に当たっては，焦らず，諦めず，侮らず，見逃さず，を常に意識し，きめ細やかに愛情を持って指導させる。
 - 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに，大人の生き方を学ばせ，「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定能力」等の育成を図る。
 - 「ネットいじめ」をはじめとするその他 SNS トラブルの未然防止を図るため，クロームブックを含む ICT 機器の使い方を通して，情報モラルを身に付けるための講演会や学級指導を行う。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し，いじめ防止に努める。
 - 保護者会，地域懇談会等で学校の取組を説明し，保護者や地域の方々の理解や協力を促し，いじめ防止に努める。また，学校だよりやホームページ等を活用し，広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑦ 教職員，生徒，保護者等により，いじめに関する学校評価を実施し，学校の取組を分析し，今後の指導に生かす。
- ⑧ 学校の教育活動において，全ての教職員で取り組む。
- ⑨ けんかやふざけあいであっても，見えないところで被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑩ 発達障害を含む障害のある児童生徒，海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒，性同一性障害や性的指向，性自認に係る児童生徒，東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については，日常的に該当児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 学校におけるいじめの早期発見に向けた取組

- ① いじめの実態を把握するための「生活アンケート」を年6回実施し，いじめの実態把握に努める。
- ② 児童生徒の変化を察知するため，日々の記録を蓄積しておく。担任は，小さな変化や児童生徒からの相談内容を一人で抱え込まず，学年主任及び生徒指導主事等に報告する。生活ノート等の記述に関して気になることについては，複数の教職員で確認・情報共有を行う。

- ③ 児童生徒に関わる職員は、日常の児童生徒の様子を把握することに努め、気になったときにはすぐに面談を行う。面談での情報は、学年主任又は、生徒指導主事等に報告し、さらに、家庭との連携に努める。

(3) 学校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた生徒への対応

- 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をしっかりとる。
- 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめ解消を認めるまでの期間(最低3か月間以上)は定期的にヒアリングを行うなど、継続的な見守りを行う。
- 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた生徒への対応

- 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的な指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

③ 学校としての取組

- いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。
- インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。

(4) 学校におけるいじめに対する措置（重大事態への対処）

【重大事態の定義】

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒の身体に重大な障害を負った場合
 - ・生徒が金銭等に重大な被害を被った場合
 - ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・年間30日以上を越える欠席がある場合
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合

※ 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。また、いじめられた児童生徒及び保護者からの申し立てがあった場合には、適切かつ真摯に対応する。

【重大事態への姿勢】

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

【重大事態が発生した場合の基本的な姿勢】

学校は、教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてはありのままを伝え、説明責任を果たすように努める。また、いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。

【重大事態への対処の流れ】

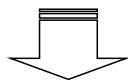
- ① 教育委員会を經由し、市長へ報告

[報告事項]

- ・いじめを受けた児童生徒の氏名・学年・性別
- ・被害の状況、欠席の状況とその他児童生徒の状況
- ・児童生徒・保護者からの重大事態である旨の訴えがある場合はその内容



- ② 調査主体の判断…教育委員会が判断(教育委員会か、学校か)

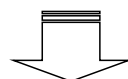


- ③ 調査組織の設置

- 教育委員会主体の場合…市の調査委員会が行う。
- 学校主体の場合…教育委員会に指導助言や人的支援を受ける。

[緊急いじめ調査委員会の構成員]

- ・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・人権担当主任 ・学年主任 ・担任 ・養護教諭
- ・教育相談主任 ・スクールソーシャルワーカー ・スクールカウンセラー ・心の相談員
- ・PTA 役員 ・教育委員会 ・学校運営協議委員 ・弁護士 ・医師 ・警察など



④ 調査方針の説明

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行う。

[説明事項]

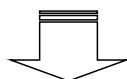
- ・調査の目的、目標
- ・調査主体(組織の構成、人選)
- ・調査時期、期間(スケジュール、定期報告)
- ・調査事項、調査対象
- ・調査方法
- ・調査結果の提供



⑤ 調査の実施

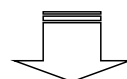
○ 主に聴き取りによる調査を実施

- ・調査の対象者…いじめを受けた児童生徒、保護者、教職員(学級、学年、部活動等)関係する児童生徒等
- ・聴取内容……いじめの行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等



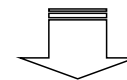
⑥ 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

- 重大事態の発生から1か月程度を目途に、書面による聴取内容のとりまとめを行う。
- 聴取内容を踏まえて今後の支援方策を検討する。



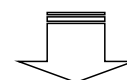
⑦ 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供

- 聴取内容及び支援方策を、いじめを受けた児童生徒及び保護者に説明する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を聴取結果の報告書に添えることができる旨を説明する。



⑧ 聴取の結果を市長に報告

- 聴取の結果を書面で市長に報告する。

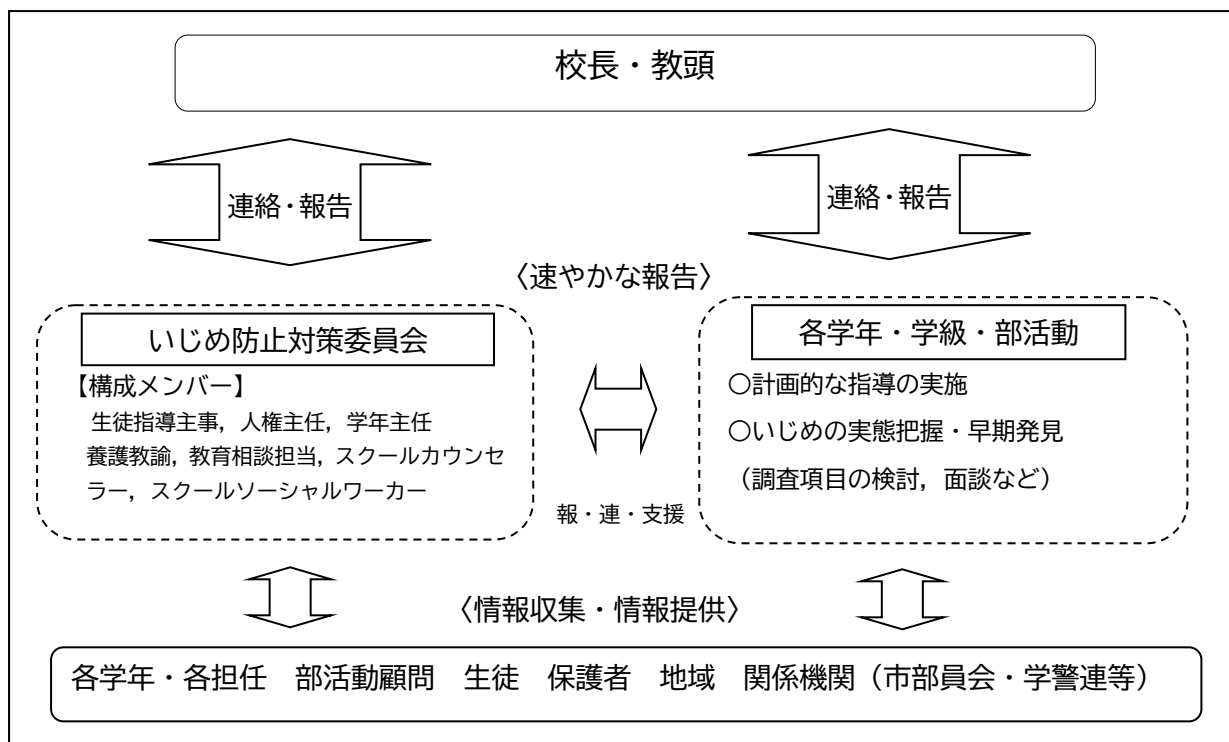


⑨ 調査結果を踏まえ、当該重大事態へ対処するとともに、同種の自体の発生防止のため必要な措置をとる。

(5) 学校におけるいじめの解消の定義

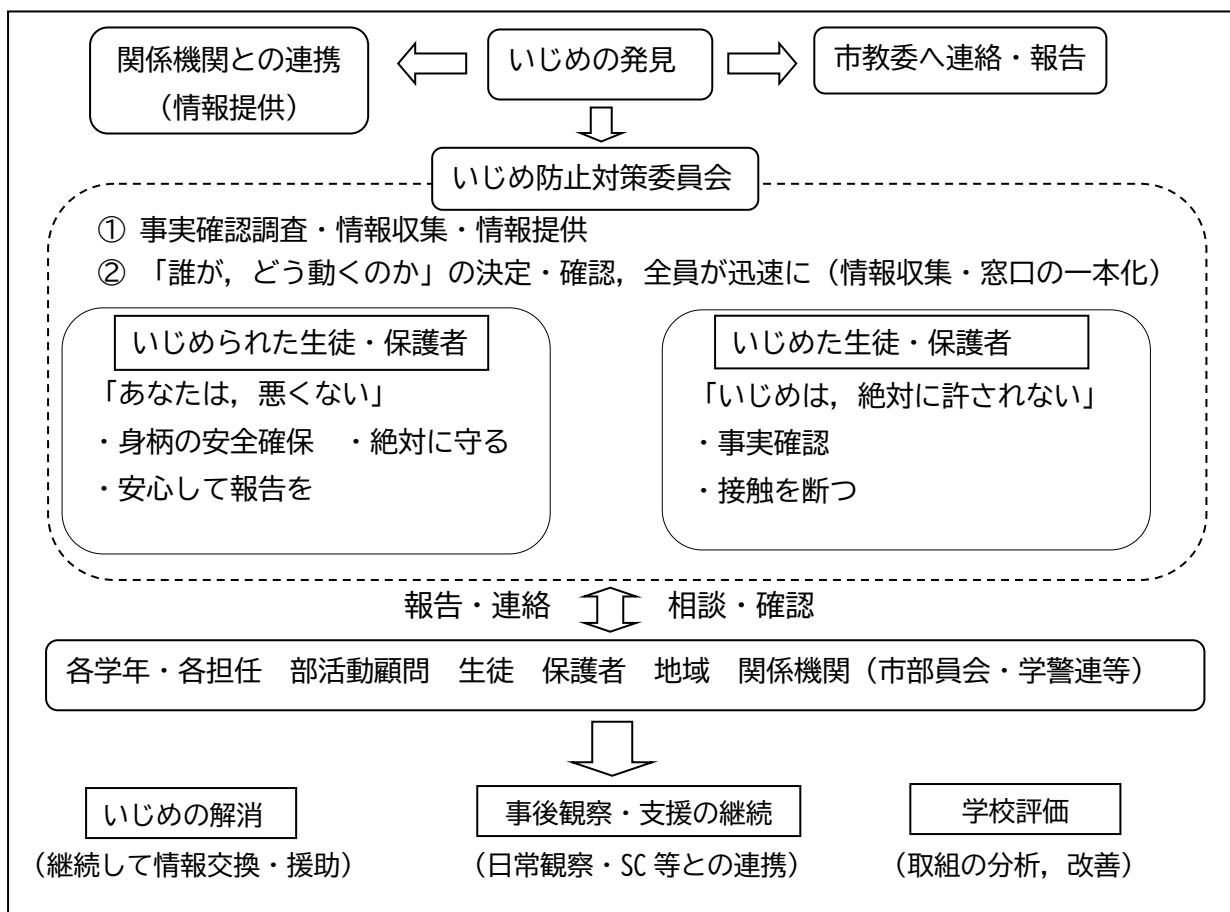
- ① いじめに係る行為(被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

4 いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で作成。また、委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃より協力体制を構築しておく。

5 いじめ対応体制（いじめ発生時）



6 いじめ対応体制（重大事態発生時）

